



# 東光監査法人

## TOKOニュースレター

Vol. 103/2019年7月号

発行日：2019年7月26日

関東地方では記録的な日照不足になっている今年の梅雨ですが、長い梅雨もやっと明けようとしています。曇天でスッキリしない梅雨空をみて「早く夏にならないかな」と思い、梅雨が明ければギラギラと照らす夏の太陽をみて「早く秋にならないかな」と思うのは人情というものでしょうか。

今年の夏は昨年よりは暑くならない予報ですが、それでも熱中症などには気を付けながら乗り越えていきましょう。

### I. 最新情報（2019年6月1日～2019年6月30日）

#### 1. 業種別委員会

| CPA協会<br>HP掲載日 | 種類       | タイトル   | 内容   | 適用時期等 |
|----------------|----------|--|--|-------|
| 2019年<br>6月20日 | 実務<br>指針 | 「専門業務実務指針4461「仮想通貨交換業者における利用者財産の分別管理に係る合意された手続業務に関する実務指針」の改正について」の公表について | 日本公認会計士協会（業種別委員会）では、2019年6月13日に開催された常務理事会の承認を受けて、「専門業務実務指針4461「仮想通貨交換業者における利用者財産の分別管理に係る合意された手続業務に関する実務指針」の改正について」を2019年6月20日付けで公表いたしましたのでお知らせします。 | —     |
| 2019年<br>6月25日 | 公開<br>草案 | 「専門業務実務指針4465「自己資本比率の算定に対する合意された手続業務に関する実務指針」の公表について                     | 自己資本比率を補完する指標としてレバレッジ比率の開示が国際統一基準行に対して義務付けられ、2019年3月15日に金融庁から「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに    |       |

|  |  |                           |   |  |
|--|--|---------------------------|---|--|
|  |  | 務指針」の改正について」（公開草案）の公表について | 係る健全性を判断するための基準」（平成31年金融庁告示第11号）が公表されたことにより、レバレッジ比率の最低比率基準が2019年3月31日から適用されることになったことを受けて、日本公認会計士協会（業種別委員会）では、専門業務実務指針4465「自己資本比率の算定に対する合意された手続業務に関する実務指針」の見直しを行ってまいりました。このたび一応の検討を終えたため、公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。 |  |
|--|--|---------------------------|---|--|

## 2. IFRS 関係（会計制度委員会）

| CPA 協会<br>HP 掲載日 | 種類 | タイトル  | 内 容  | 適用時期等 |
|------------------|----|---|--|-------|
| 2019年<br>6月14日   | 意見 | IASB 公開草案「金利指標改革（IFRS 第9号及びIAS 第39号の修正案）」に対する意見について | 2019年5月3日に国際会計基準審議会（IASB）から、公開草案「金利指標改革（IFRS 第9号及びIAS 第39号の修正案）」が公表され、意見が求められました。<br>日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、当該公開草案に対するコメントを取りまとめ、2019年6月13日付けで提出いたしましたのでお知らせいたします。 | —     |

## 3. 学校法人会計（学校法人委員会）

特になし

## 4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

特になし

## 5. IT 関係（IT 委員会）

特になし

## 6. その他

特になし

## Ⅱ. 連絡広場

### ワンポイントメッセージ

リース取引における会計処理は、2008年からファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引に区分する方法で行われてきたところです。そして2019年1月1日以後に開始する事業年度からは、いよいよ国際財務報告基準IFRS16号による新リース基準が強制適用となります。

2018年までは、リースで資産を借り入れた時の借り手側の会計処理は、そのリースがファイナンス・リース取引に該当するのか、オペレーティング・リース取引に該当するのかを検討し、それぞれ別の会計処理を行ってきました。

具体的には、ファイナンス・リース取引に該当すれば、売買したのものとしてリース資産を資産し、オペレーティング・リース取引に該当すれば、賃貸したのものとしてリース資産を資産計上することはせずに、支払った賃借料を全額費用処理していました。

2019年1月1日以後に開始する事業年度から強制適用されるIFRS16号による新リース会計基準（借り手側）の特徴は、ファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引という区分を廃止するという点です。少額のリース取引など一部の例外を除き、すべてのリース取引は原則として資産計上することになります。

不動産の賃貸も原則として資産計上することになるため、この点で処理が変わる会社は多いと考えられます。

日本基準が改正されたわけでは無いので、IFRSを採用していない日本企業では基本的には関係のない話ですが、企業会計基準委員会でもリース基準改定の議論をしています。

もちろん、海外の動向に合わせることはせず「改正しない」という結論になる可能性もあります。

気になるのは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」によってIFRSと米国基準がほぼ同じになり、日本だけが取り残されることを避けるために日本基準として「収益認識に関する会計基準」を公表したことです。

私見ですが、今回のリース基準も同じような状況なので、収益認識会計基準の流れでいけば、リース会計基準の改正ということになりかねません。

賃料の高い事務所を賃貸している会社や、多店舗展開している会社などは、改正による影響が大きいと考えられるため、今後の会計基準改正の動向に留意が必要と考えます。

以上

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703